

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 1 月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600855号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600330号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月1日から同年7月1日まで

昭和56年3月に大学を卒業後、同年4月1日にA社に入社したが、厚生年金保険の記録では資格取得年月日が同年7月1日となっている。請求期間について、給料から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社における複数の同僚の回答から、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る社員名簿の雇入年月日は、昭和56年7月1日と記載されている。

また、オンライン記録により、A社において昭和50年代の7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、請求者同様、同社に新卒者として採用されたと思われる者17人について、雇用保険の資格取得年月日を確認したところ、16人が厚生年金保険の被保険者資格取得年月日より前に雇用保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記同僚17人に照会したところ、回答があった8人のうちの5人は3か月の試用期間があったと思うと回答している上、当該5人のうちの一人は、試用期間中は社会保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかったと思うと回答している。

加えて、A社から提出された就業規則によると、「選考の結果採用されたものは試用採用とする。試用期間は原則として試用採用後3ヶ月とする。」と明記されていることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、請求者及び上記回答のあった8人は給与明細書を保有しておらず、ほかに請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600849号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600331号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入記録では、A社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和62年1月31日となっているが、月末まで勤務しており給料から厚生年金保険料が控除されていた。厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職日は昭和62年1月31日と記録されていることから、請求者が請求期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、請求期間当時の資料等がない旨回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、A社において、請求者と同様に、月末に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚から提出された支給明細書により、同社は社会保険料を翌月控除していることが確認でき、当該同僚が厚生年金保険被保険者資格を喪失した月の支給明細書に記載されている厚生年金保険料は、同氏が厚生年金保険被保険者資格を喪失した月の前月分の厚生年金保険料であると認められる。

さらに、請求者は請求期間に係る支給明細書を保有しておらず、ほかに請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600665号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600332号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年8月1日から平成11年6月25日まで

私はA社の代表取締役であったが、経営難のため平成11年6月納付分(同年5月分)の社会保険料を納付することができなくなった。管轄の社会保険事務所(当時)は、私個人の標準報酬月額を遡って引き下げることによって、未納保険料に充当することに応じるよう迫り、真意ではなかったが社会保険事務所の担当者から渡された減額処理に係る届出書に署名押印した。しかし、当該処理は虚偽公文書作成にも該当し許されないため、標準報酬月額を減額処理前の正しい記録に見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成11年6月25日)の後の同年7月7日付けで、請求者に係る平成8年、平成9年及び平成10年の定時決定の記録が取り消された上、平成8年8月1日に遡って標準報酬月額が50万円から11万円に減額処理されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間及び減額処理日において同社の代表取締役に就任していることが確認できる上、請求者は、同社において社会保険料を納付することができなくなり、自分の標準報酬月額を遡って引き下げる届出に同意し、社会保険事務所の担当者から渡された減額処理に係る届出書に署名押印したことを認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録見直しに同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600877号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600333号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和27年1月1日から昭和30年12月31日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)がA社に勤務していた請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。勤務していたのは確かなので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に訂正請求記録の対象者がA社に勤務していたとしているものの、オンライン記録及び事業所検索システムにおいて、当該事業所について、厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認できない上、請求者が記憶する当該事業所の所在地を管轄する法務局も、当該事業所に係る商業登記簿謄本は見当たらない旨回答している。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る給与明細書を保有していない上、請求者がA社の社長だったとする者の連絡先は不明であることから、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について、確認することはできない。

さらに、請求者は、訂正請求記録の対象者の兄がB社C事業所に勤務していた時に、訂正請求記録の対象者は同社の社長が経営していたとするA社に勤務していた旨陳述しているところ、その兄は既に死亡しており、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について、確認することはできない。

加えて、B社C事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、請求期

間に被保険者記録がある従業員 23 人に A 社及び訂正請求記録の対象者について照会を行ったところ、回答があった一人は、訂正請求記録の対象者を記憶しており、B 社 C 事業所を退職後、訂正請求記録の対象者に誘われ、A 社に数か月間一緒に勤務した旨陳述しているものの、他の従業員の氏名を記憶しておらず、厚生年金保険についても何も覚えていない旨陳述しており、A 社の厚生年金保険の取り扱いについて確認することはできない上、当該従業員の同社における厚生年金保険の加入記録はない。

また、請求期間のうち、昭和 27 年 1 月 1 日から昭和 28 年 2 月 1 日までの期間は、オンライン記録により、訂正請求記録の対象者は、別事業所において、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600933号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第1600008号

第1 結論

昭和25年10月1日から昭和39年10月12日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和25年10月1日から昭和39年10月12日まで

請求期間に係る脱退手当金の支給記録の取消しを求めて、2回訂正請求を行ったが、2回とも認められなかった。今回、新たな資料、情報はないが、脱退手当金の請求手続を行った記憶はないし、受給した記憶もないので、請求期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消して、厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者が勤務していたA事業所(現在は、B事業所)に係る事業所別被保険者名簿において、請求者の欄に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は、請求者が同所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した日(昭和39年10月12日)から約3か月後の昭和40年1月8日に支給決定されている上、請求者が請求期間のうち昭和25年10月1日から昭和36年5月2日まで勤務していたC事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和40年1月8日より前の昭和39年11月24日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁(当時)から当該脱退手当金の支給庁である社会保険事務所(当時)へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、また、上記被保険者名簿に記載されている女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日である昭和39年10月12日の前後3年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、A事業所において脱退手当金の受給資格を有する52人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、45人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち30人が被保険者資格喪失日から6か月以内に支給されている上、当該45人のうち同一日に支給決定されている者が7組16人確認できることなどを踏まえると、同所では、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていたと考えられ、請求者の脱退手当金についても、事業主による代理請求が行われた可能性が高

いものと考えられることなどから、既に平成 28 年 2 月 5 日付け及び同年 8 月 1 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、今回、請求者は、新たな資料、情報はないが、脱退手当金の請求手続きを行った記憶はないし、受給した記憶もないので、請求期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映する記録に訂正してほしい旨主張して、3 回目の訂正請求を行っているものである。

脱退手当金に係る請求事案は、年金の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、請求者は脱退手当金を受給していないとするものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料がない下で、年金の記録の真実性を疑わせるような矛盾する記録内容が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺事情から考慮して判断しなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような矛盾する記録内容が存在せず、請求者に係る A 事業所における事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていること、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約 3 か月後の昭和 40 年 1 月 8 日に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、これまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。